

郡家の南の門に一つの大きな榎あり。其の北の枝は、自から垂りて地に触り、還、空中に聳ゆ。其の地は、昔、水の沢ありき。今も霖雨に遇へば、庁の庭に湿漑まる。郡(郡家)の側の居邑に、橘の樹生へり。

とあって、これらは明らかに、志田氏の立論の範疇には入らない条々の記載である。一見、この行方郡の郡役所の所在する周辺の、大したこともない記事ではあるが、郡司や郡家の人々にはなつかしい記載である筈である。その記事を、敢えて行方郡の条にのみ残存させているところに、現存常陸国風土記の成立上の重要な理由が隠さ

## 白髪までに

十八年正月、白雪多に零りて地に積むこと数寸なり。時に左大臣橋の卿、大納言藤原豊成の朝臣及び諸王臣等を率て、太上天皇の御在所中宮の西院に参入りて、掃雪に供へまつりき。ここに詔を降して、大臣参議并せて諸王は、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫は南の細殿に侍はしめて、酒を賜ひて肆宴し給ひき。詔し給はく、汝諸王卿等、いささかこの雪を賦して各その歌を奏せといふ。

左大臣橋宿禰の、詔に応ふる歌一首

れているのではないだろうか。行方郡郡司壬生氏は、その一族は陸奥国に行方郡や行方郷を創設するほど進出しており、『日本後紀』延暦二十四年七月の条には、「常陸国人生部連広成授<sub>二</sub>從八位下<sub>一</sub>、以下出<sub>二</sub>私物<sub>一</sub>、屢救<sub>中</sub>貧民<sub>上</sub>也」と見えるほど、一族は富豪として栄えていたのであって、それら一族の中で、行方郡を創設し、行方郡司として活躍した一族の人の手によって、誇ある一族の歴史を子孫に残すべく、現存省略本は作成されたものと私は思っている。いわば、現存する常陸国風土記は壬生氏伝来本といってよいのである。

(四四・一〇・二五)

## 尾崎暢殃

降る雪の白髪までに大皇に仕へまつれば貴くもあるか (万葉集・三九二)

一

右の応詔歌の初句は、枕詞を構成する為の修辭上の必要から布置されたこと、いうまでもない。しかしそこに今一つ、「降る雪の」の句の用いられるべき、伝統の脈理のあったことが考えられる。作者自身、意識しなかったかも知れないが、実景でもあり豊年の前兆

でもある降雪をもって修辭上の手段とすることに意味を感じたことがこれである。そのことは、同じ時に詠まれた葛井諸会の歌に「新しき年のはじめに豊の年しるすとならし雪の降れるは」(三九二五)とあるのによつて知られる。

当時にあつても、白髪が老残の象徴であつたことは、いうまでもない。すでに神話において神々や天皇の生死が問題にされ、天皇ですら木の花のように一時を榮えて崩ずることが説かれ、その縁起譚は神話の一齣を形成するまでになつていた。宮廷神道では従来、人間の營為・社会的象徴は四季の循環や自然界の推移と結びつけて祭式的・無時間的にとらえ、説いたのであつたが、ここに至つて流転し変遷するものとして考えるようになった。そういう考えかた・とらえかたを導いたものとして、必然にして至つた史的情勢のほか、海彼の暦年の思想や漢詩文の発想を受容した事が指摘される。すなわち、記紀の記事は、従来帰化人が宮廷に仕えて文化史上の指導的役割を果していたことを示し、万葉集の、額田王の春秋争いの歌(二六)や大津皇子の「経も無く……」(一五二)の歌——懐風藻に、この皇子の七言述志の詩に山機霜杼織<sub>三</sub>葉錦<sub>二</sub>の句があり、比較される——など、夙に漢詩文の影響が和歌の世界に浸潤していたことを語る。上代和歌における老残をなげく心も、中国文学の受容によつて覚醒された点がいちじるしい。

しかしわが国では、もっと古くは、今日のわれわれが漠然と感じ、印象を繋いでいるように、白髪と頰齡とを關係づけ、老年を悲觀的にばかり考えたわけではない。伝承の物語にいうところと生活体験との間に大きな相違を認め、歴史觀を生じてからも、老年を祝い、白髪を瑞祥となすゆきかたは、寿詞・呪歌の発想の型をみちび

く底の力となつていた。それは、古人が白髪をもって永遠の榮え、頭貴の象徴とすらみなしたことの、おのずからなる反映であつた。

清寧天皇即位前紀に、この天皇は生れながらにして白髪にましまし、長じて民をいつくしまれたと云い、その諡号も白髪武広国押稚日本根子の天皇(記に、白髪大倭根子の命。白髪命)と申すとし、同紀二年春二月の条に「天皇、恨<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>子、乃遣<sub>三</sub>大伴室屋大連於諸國<sub>一</sub>置<sub>三</sub>白髪部舍人<sub>一</sub>、白髪部膳夫、白髪部靱負<sub>二</sub>、翼<sub>下</sub>垂<sub>三</sub>遺跡<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>於後<sub>二</sub>」とのべ——ただし雄略記では、雄略天皇が白髪命のために白髪部を置かれたとする——、継体紀元年二月の条の大伴金村の奏請のことばにも同様のことのあるのは、その一例である。白髪部の舍人・膳夫・靱負はそれぞれ、白髪の実に仕えた舍人で、その費用を負担したのは白髪部の民であつたのであろう。白髪部の民は、山城・撰津・和泉・遠江・駿河・武蔵・常陸・美濃・上野・下野・美作・備中・石見・周防・肥後などの諸國に分布していた。

白髪部の民にかかわる記事としては、孝徳紀、白雉元年の条に「遣<sub>三</sub>倭漢直良<sub>一</sub>・白髪部連<sub>三</sub>、難波吉士胡床於安芸國<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>造<sub>三</sub>百濟船<sub>二</sub>隻<sub>二</sub>」とあり、天武紀十二年九月の条に、倭直以下、白髪部造等三十八氏に連姓をたまわつたとあるのがあげられる。また、上宮聖徳法王帝説には「聖王娶<sub>三</sub>尾治王女子位奈部橋王<sub>一</sub>生<sub>三</sub>兒白髪部王<sub>二</sub>」の一文があり、白髪部王の名は上宮聖徳太子伝補闕記にも見える。

光仁天皇の御名を白壁の王と申すのも、白髪部の王の義によるのであろう。少なくとも、続日本紀の時代にはそのように解された徴証がある。この天皇の即位事情は続紀に審らかであるが、ここで「白壁の王」の名義に関して注意されるのは次の四点である。(一)光仁天皇の諡号は天の宗高紹の天皇であつて、紹は糸をつなぐ義の字

で、継紹とも熟するから、「天の宗高紹」は天位の継承の義に解せられ、天の宗高紹を以て諡したのにはこの天皇の即位事情からしても意味があると考えられる。(二)この天皇の竜潜時代に「葛城の寺の前なるや、豊浦の寺の西なるや、おしとど」としとど。桜井に白壁沈くや、よき玉沈くや……」の童謡が行われ、当時の識者が、井は天髪の妃井上内親王を暗示し、白壁は天皇の諱であるから、この童謡は天皇の登極の徴であると語ったとあるによれば、当時、白壁(白髪部)と白壁(白玉)とを非常に近い距離に置いて感じ、連想を重ねて考えたことが知られる。(白右の統紀の記事から、白髪と霊水との間に或る思想的脈絡の存したことがわかる。四統紀、延暦四年五月三日の詔に、先帝(光仁)の諱の白壁を避けるため、白髪部の姓を改めて真髪部としたとあるに照らして、「白髪」はシラカと訓まれる。以上のことが注意される。白髪は万葉集でもシラカと云い、またシロカミとも云った。シラカはシラケ(白毛)の古形で、毛は古くは乙類の音であった。

古人が多くの場合、斑白の翁媪に対して不愉快にして嫌忌すべき印象しかもたなかったとすれば、多数の部民を擁する部曲に白髪部をもって名づけることはなかったであろう。まして、これが天皇の諡号の構成要素語となったり、尊容を具象した言いかたになったりするはずはなからう。折口博士は、白髪大倭根子の命の白髪は醜名を呼ぶことによる愛称であるといひ、継体天皇の男大迹天皇の称に至っては極端な醜名による愛称辞であるとされたのであったが、出雲国造の神賀詞には

白玉の大御白髪まし、赤玉の御赤らびまし、青玉の水の江の玉の行相に、明つ御神と大八島国知ろしめす、天皇命の手長の大御世

を、御横刀広らにうち堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪、踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を上つ石ねに踏み堅め、……天の下を知ろしめさむ事の志のため、白鶴の生御調の玩物と、倭文の大御心もたしに……

とあって、主上の「大御白髪」にましますさまを豊の明りにおける愉悦や水の江の玉の行きあいと並示し、白御馬・白鶴の呪物とも映発させているのを見れば、それはやはり瑞祥の譬喩としての名辞なのであろう。「白玉の大御白髪」——光仁紀でも白壁を白壁(白髪部)に比していた——を「白玉の君が装」(神代記)「真珠の 見が欲し御面」(四一六九)「白玉の見が欲し君」(四一七〇)などの歌句と対照してみても、このことが考えられる。なお、男大迹の天皇の例の男大迹はヲホトでなく、ヲホド(「迹」はト・ド、何れにもよめるが、古事記に「袁本杵命」とあるに照らしてドとよむべきである)であろうから、その名義は未詳ながら、醜名とは解せられないだろう。日本古典文学大系日本書紀(下巻・五三四頁)の頭註にも、上宮記逸文にみえる継体天皇の「意富々等」の「富等」はホトと清音によむべき証にならぬことを云い、ホドは豆科のホドツラのことであろうかといわれている。

## 二

万葉集卷十九には、「従四位の上高麗朝臣福信に勅して、難波に遣し、酒肴を入唐使藤原朝臣清河等に賜へる御歌」と題して

四つの船はや還り来と白香著け朕が裳の裾に鎮ひて待たむ(四二六五)

の歌が見える。白香は、大伴坂上郎女の歌にも「ひさかたの 天の

原ゆ 生れ来る 神の命 奥山の 賢木の枝に 白香付け 木綿と  
りつけて」(三七九)と歌われているが、その実体は知られない。た  
だわれわれは、これが白髪の意に解せられる——当時の一つの解釈  
にすぎなかったかもしれないが——機会のあったことを知ることは  
できる。一体古くは、語の解釈には学問的な精確さを要しなかつた  
ばかりでなく、きわめて自在であった。もつとつきつめて云えば、  
わずかに残った痕跡を抛りどころにして考えただけでも、白髪と白  
香とは同源から出て意義分化した語であった可能性もある。という  
のは、古事記に仁賢天皇と春日の女郎女との間に手白髪の女郎女あ  
ることを記し、仁賢紀元年正月の条にも、天皇と春日の大娘皇女と  
の間に手白香の皇女のあることを記しているものであり、この兩個の  
タシラカの字をつきあわせれば、白香は白髪の意とも見られるから  
である。そうでなくとも、麻・こうぞなどの繊維を細かく裂いて白  
髪のようにしたものと見られよう。

タシラカの皇女は、継体紀元年三月の条では手白香皇女、欽明即  
位前紀では手白香皇后と記され、手白髪命とも書かれている。継体  
天皇が応神天皇五世の孫なる彦主人の王の御子であるとする書紀の  
記載を疑い、天皇は手白香の皇女を后とすることによって仁徳天皇  
の系譜に結ばれようとしたと論ずる向きもあるが、上宮記の逸文の  
記事を証として単なる書紀の造作でないとし、記紀の記載を肯定す  
る人もある。いずれにしても、変則的な即位をされたこの天皇につ  
いて考える一つの視点としてタシラカの名を負う皇女の存在が問題  
になるのは、私見のような観点からしても理由のあることである。

このように見てくれば、遣外の使節が万里の波濤をしのいで、神  
明の加護のもと、無事に帰国せんことを祈るよしを歌われた女帝の

御製に白香をつけることのあるのが注目される。その白香が白髪と  
同一物ならば、孝謙天皇の御製に見えるシラカは、吉祥を呪縛する  
用料でなければなるまい。白香が麻や楮などの細く裂いた繊維であ  
るとしても、それはやはり白髪をかたどった呪物であると思われる。  
白香の字と白髪の字とが通用されるのは、このためであろう。

後世の四時祭式や江家次第抄等に見えるタシラカは、あるいは神  
今食に用い、あるいは即位の大嘗祭に水部が新帝に奉る「洗手水」  
——この字は允恭紀元年の条にみえる。江家次第抄には「御手水」  
と書く——を盛る水瓶の称であった。このタシラカは、たどってゆ  
けば、万葉集の柿本人麿の歌にいう「木綿花」(一六七)や中臣寿詞  
などに見える「天つ水」とも心理的なかわりを持ってくるもので  
あろう。白香・木綿・天つ水の思想的関渉は、人麿の高市皇子挽歌  
(一九九)や坂上郎女の祭神歌(三七九)によって知られるのであり、  
特に「木綿花」(一九九)の語義の究明のごとき、この観点に立って  
はじめて可能となろう。

前引、出雲の国造神賀詞に天皇の尊容を「白玉の大御白髪まし、  
赤玉の御赤らびまし、青玉の水の江の玉の行相に、明つ御神と大八  
島国知ろしめす……」と譬喩の形で叙し、出雲の国風土記に、出雲  
の国造が神吉詞を奏上しようとして意宇郡の忌の里の温泉で沐浴す  
る事をのべて、その温泉(現、玉造温泉)では多くの老若男女が日々  
に集まって市をなすほどであり、一たび濯げば形容端正に、再び浴  
すれば万病悉く癒える、古より今に至るまでその験を得ずというこ  
とがないとあるのも、復活の水の思想と無縁の記載ではなからう。  
光仁即位前紀にも、葛城の寺の前なる桜井の水に白玉の沈くことを  
白壁(白髪部)の王の即位——即位は天皇としての復活であり、誕

生のくり返しである——と関係づけて感得した記事があった。「淳名河の底なる玉。求めて 得まし玉かも 拾ひて 得まし玉かも」の句を承けて直ちに「惜しき 君が 老ゆらく惜しも」（三二四七）と結び、理路の不徹底・行文の不自然を感じなかったのは、このような伝承心意が万葉の時代にはすでに普遍のものであった上に、老いを歎ずる気持が深く動いていたからである。

出雲の国造神賀詞にいう白玉・赤玉・青玉は、臨時祭式の国造奏三神寿詞の条に「玉六十八枚赤水精八枚白水精十枚青石玉册四枚」とあるに当たるとある。ここに白玉を白き水精とするによれば、それは神専用の聖なる水の象徴でもあった。神代記にみえる豊玉毘売の歌や光仁紀の童謡にいう白玉も、これに近い性質のものとして考えられているようである。海幸山幸説話に、干満の両珠——それは「海神の持てる白玉」（三〇二）のたぐいであろう——の呪力が説かれるのは周知のことであるが、本稿では、この物語で主人公に海神の宮の所在を知らせる神としての塩椎の神の登場の説かれるのが注意される。塩椎のツチは精霊の義で、潮は諸国の海岸に流れ寄るので「水精」を神格化してシホツチの神と称するのである。

万葉集に変若水と白髪とを関連させた歌（六二八）のあるのは、信仰の退化した時代相を反映しているであろう。しかしそれでも、伝承心意の底で両者が関係づけられていたことはわかる。タシラカが大嘗祭や神今食の神事に用いる水をいれる器であることはすでにのべたが、一方、タシラカの皇女と称せられる高貴な女性が「手白髪命」とも書かれ、播磨の国風土記、美囊郡志深の里の条にみえる顕宗・仁賢の両帝の即位事情にかかわる物語に、両帝の御母に手白髪命と呼ばれる方のみえるのが注意される。

於奚・袁奚の天皇等、この土に坐しし所以は、汝が父、市辺の天皇命、近江の国権綿野に殺さえ給ひし時、日下部連意美を率て、逃れ来てこの村の石室に隠り給ひき。然る後に意美、自ら重き罪あるを知りて、乗れる馬等はその筋を断ちて逐ひ放ち、亦、持てる物、椀等、尽に焼き廢てて、やがて経ぎ死にき。ここに二人の子等、彼此に隠り、東西に迷ひ、仍りて志深の村の首、伊等尾が家に役はえ給ひき。伊等尾が新室の宴に因りて、二の子等に燭さしめ、仍りて詠辞を挙げしむ。ここに兄弟各相譲りき。すなはち弟立ちて詠めき。（中略）その辞にいはいはく「淡海は水淳る国、倭は青垣、青垣の山投に坐す市辺の天皇が御足末、奴津らま」といへれば、やがて諸人等皆畏みて走り出でき。ここに、針間の国の山門を領しに遣さえし山部連少楯、相聞き相見て語りて云ひしく、「この子の為に、汝が母手白髪命は、昼は食さず、夜は寝ずして、あるは生き、あるは死にて泣き恋ふる子等なり」と云ひて、仍りて参る上りて、右の件の如く啓ししかば、やがて歎び哀み泣き給ひて、少楯を還し遣して召し上げ給ひ、仍りて相見て相語ひ恋ひ給ひき。

ここに登場する手白髪命の相貌には、おそらく多之良加（江家次第第七）——古代論理では詞章は無限に譬喩化され、また他と関連させて考えられたから、或る時代の或る機会に手白髪・手白香・多之良加が同一觀念を表わしたと見ることができ——を執って即位の神事に奉仕した高巫の印象が絡んでいるであろう。

記紀には二皇子の御母は姨媛で、手白髪命は袁奚皇子（顕宗天皇）の皇女であり、二皇子の即位以前には飯豊皇女（記に両皇子の伯母、紀に姉とする）が国政を見られたとあるが、古代史の上には

このような自由な解釈のできる余地があったのである。

袁奚の天皇の「詠辞」に「淡海は水滯る国」の一句のあるのは、心理的には即位の神事の「洗手水」ないし多之良加とも関連しているはずであって、そのことは手白髪の命があるいは生き、あるいは死んで帝位につくべき皇子を泣き恋うたとする伝承に端的に示されている。

農業神でもあれば海水の神霊でもあるシホツチの神を、書紀に「塩土老翁」と書き、住吉神社神代記に「塩筒老人」と書いたのはこの老翁の名が水の霊力によって老いびとも若きにかえるとする信仰に支えられて成立したことを語る。出雲の国造神賀詞に、明つ御神と大八島国知らしめす天皇が「彼方もろちの古川岸、此方の古川岸に生ひ立つ若水沼間わかみづぬまの、いや若えに御若えまし、すすぎ振るをどみの水の、いやをちに御をちま」すことを祈るよしをのべているのも、同様の思想にもとづくのであろう。「水沼間」は水を湛えた沼津の義で、次田氏の祝詞新講では、ここに若の字を添えたのは下に「いや若えに御若えまし」を云うためであり、「川岸」に古を冠したのは「水沼間」に若を冠して前後を対照させるためであらうといわれた。しかしそれは、修辭上の必要にもとづく措辭であつたばかりでなく、信仰の世上では老年や死——死は新しい生のための静止期間であつた——は界の終極でなく、古きものと新しきもの、老いたるものと若きものとは無限に円環的な回行をくり返すのであつて、靈水の秘効はその回行を助けるとなす思想が根柢にあり、そこから移つてきたことにもとづく。この意味で、「彼方の古川岸、此方の古川岸」は「若水沼間」の所在を示すとともに、内容上、「いや若えに御若えまし」の句と照応するとすべく、前文の「白玉の大御白

髪まし」の句とも関連すると見られる。

大嘗の聖儀に関して、斎庭の瑞穂と「天つ水」のことが説かれるのは、祖宗が稲の霊と水の霊とを身に体して新帝として出現されるとする思想にもとづく。新帝の出現が時間の觀念を伴つて考えられるようになれば、それは復活ないし若がえりを意味するようになる。これを要するに、古代信仰では祖宗と新帝とは同一人格であるとされたのであり、新帝の登極は祖宗との交替・区別を意味しなかつた。

大嘗祭は、新帝がみずから穀霊と化し、「天皇之靈」<sup>註二</sup>を身に鎮齋して復活される神事である。きわめて古くは、鮮烈にして強盛なる外来魂の来触によって神人の生命が補強され、従来にも立ちまさがつて旺んなる生命力が発現するとしたのであつたが、のち、生活の上で時間の推移を考えるようになった。天皇の上には誕生から生命の休止に至るまでの繰り返しのみがあるとすると信仰を延長して、一旦みまかつてのち、新帝として蘇生されるとしたのは、この段階においてであつた。

### 三

こうは云つても、万葉集では常に白髪が瑞祥ないし顕榮の象徴としてとらえられているわけではない。もとより万葉歌史の上にも伝習的な誇張、時代の推移による觀念の変遷、感じかたの異なる段階があつた。山上憶良の沈痾自哀の文に「鬢髮班白、筋力尪羸、不但年老、復加レ斯病二」の一文があり、世間の住まり難きを哀しむ歌の序に「二毛之歎」の語があり、同じ歌に「蝻かたの腸わた か黒き髪に何時の間か 霜の降りけむ」(八〇四)の句があり、竹取翁關係の歌

に「死なばこそ相見ずあらめ生きてあらば白髪子らに生ひざらめやも」(三七九二)の歌があり、

娘子の、佐伯宿禰赤麿に報へ贈れる歌一首

わが手本纏かむと念はむ丈夫は変水求白髪生ひにたり(六二七)

佐伯宿禰赤麿の、和ふる歌一首

白髪生ふる事は念はず変水はかにも求めて行かむ(六二八)

のような作のある所以である。以上の外にも、同様の思想は「古りにし嬬にしてやかくばかり恋に沈まむ手童の如」(二二九)のような歌にも見られる。土屋文明氏によれば、「石の上 布留の命」(一〇一九)の称なども、古い人間、駄目な人間の意の貶称であろうが、命の尊称を用いたのはやはり民謡のいたずらであろうという。

古事記には、「引田の若栗栖原若くへに率寝てましもの老いにけるかも」のような物語歌もある。これらの例では、あるいは白髪をいとい、あるいは頽齡をなげく意がややあらわである。それでも、娘子と佐伯赤麿の歌にいうところのように、言葉の上だけの無責任なもの云いにすぎなくなってからも、変若水の効用によって白髪も黒きに返るとする信仰の片影をとどめていた。従って、万葉びとはいまだ必ずしも白髪に悲観的な契機をのみ見ていたわけではない。

古ゆ人の言ひける老人の変若つとふ水ぞ名に負ふ滝の瀬(一〇三四)

の作は、美濃の国の多芸の行宮で大伴東人の作った歌であるといふ。ここに古い人も若きに返ると称する水は、元正天皇が「就而飲三浴之者、或白髪反黒、或頽髮更生、或闇目如明」(統紀、養老元年十一月条)

とのべられた養老の醴泉のことで、白玉沈く桜井や、彼方此方の古川岸の若水沼間の水のたぐいであろう。肥前の国風土記には、九月

以後酸く臭くて飲めなかつた酒井の泉すなわち醴泉が孟春正月に反って清く冷く、人の始めてこれを飲むという記載があって、これも一種の若水の思想にもとづいている。出雲の国風土記、仁多郡の条にみえる阿遅須積高日子の命にかかわる伝承なども同様に、変若かえりを願って禊ぎの為の齋川水を覓めた物語にはかならない。

古人の老いを歎く心は

天橋も 長くもがも 高山も 高くもがも 月よみの 持てる変

若水 い取り来て 君に牽りて 変若得てしかも(三三四五)

反歌

天なるや月日の如くわが思へる公が日にけに老ゆらく惜しも(三二四六)

の詠にもあらわれている。右の歌では、月世界に生命恢復の靈水ありとする思想が歌われている。それは恐らく在来の水の信仰が老荘思想と習合し、変化した時代の、知識人の詠唱にかかるものである。そこには、民族の考え方・感じ方の變遷の過程を考慮に入れてもなおかつ、水の秘効によって生命の恢復を期せんとする底意識が見える。万葉集巻第七には「命を幸くよけむと石流く垂水の水を掬びて飲みつ」(一一四二)の作もあり、これなど、外来思想に影響されるものが少なく、ほぼ固有の思想を残しているように見うけられるものである。巻七の作品は、人麿集所出のものを別にすれば、すべて逸名氏の作であるから、水の靈効を信ずる心は海彼の思想を受容し得た人々のものものではなかつたのである。

#### 四

これと関連して考えるべきは、老人を以て人生の知恵者として敬

重する思想の存したことである。続日本紀、和銅六年五月二日の条に、古老の相伝の旧聞遺事は史籍に載せて言上せよと云い、常陸の国風土記や出雲の国風土記でも、古老の言に聴いて以下のことを記すのだとして、しばしば古老の言を尊ぶ口吻を洩らしている。旧りにしを歎くと題する万葉集の逸名氏の歌に

冬過ぎて春し来れば年月は新なれども人は旧りゆく(一八八四)

物皆は新しきよしただ人は旧りぬるのみし宜しかるべし(一八八五)

とあって、何によらず新しいものがよいが、人間のみは故旧がよいと揚言したのも、長く久しく伝存した民族心意の一端をほの見せているのだろう。換言すれば、頽齡をなげく時代相が、青陽の気のめぐり来たるに会して万物の生命は蘇るとなした心意を覚醒せしめ、作者をしてこの詠をなさしめるに至った次第であろう。

## 白髪まで

高市の古人の名は、人生の経験を積んだ老成の人に敬意を感じたところから出ているようである。舒明紀二年五月、皇極紀二年十一月、孝徳即位前紀、孝徳紀大化元年九月、天智紀七年二月の条などに見える古人の大兄の皇子の名も、故旧を慕う気持に由来するのだろう。この種の名で、老や老人を以て称するものも多い。古事記中に見える人物は万葉集の作者とは重なりあうところが少ないので、いま日本書紀からこれを拾ってみると、継体紀二十三年三月の条に吉士の老、敏達紀四年正月の条に老女子の夫人、孝徳紀白雉五年および持統紀四年十月の条に氷の連老人、孝徳紀白雉五年二月の条に間人の連老、天武紀元年の条に坂上の直老の名が見える。また万葉集からは間人の連老、神社の忌寸老鷹、阿倍の朝臣老人、阿倍の朝臣祖父、小野の朝臣老、高氏の老、境部の宿禰老鷹、石川の朝臣

老夫、川上の臣老の名があげられ、播磨の国風土記には播磨刀売、丹波刀売、水上刀売などの称も見える。刀売は老女、女の主長の意から出た称で、ここはその勢力の代表者を意味する。

人間の社会では、少壯の者が意気高くして、活力にあふれ、その将来が期待されるゆえに、歓迎されるのは当然である。けれども一面では老人が尊ばれたのは、古老は生活の知恵と体験をゆたかに有する存在であったからである。しかし、風土記にいう古老は必ずしも文字通りの老人でなく、識者の一般的呼称にすぎないことも多いであろう。そのことは、或る程度論証することもできる。けれどもまた、風土記の編述者がその土地の伝承を記録するに際して、古老の言を權威あるものと認めてこれに托したとは考えられるところである。

上代の呪禱や信仰が低次の思考状態に発しているにせよ、それは生活の反省と期待とから出たものであった。しかも古人は、人間に死のあることは承知していても、信仰の上では依然、死のない生活を続けていた。畢竟、死は死でなく、曾ての生よりもさらに大きな、新なる生のためにあるとしたところから移って、次第に目的を展開してきたのである。

人間の生命回復の時期としては、みたまのふゆ(殖ゆ・冬)——刈りあげの祭にかかわる鎮魂——の信仰行事を通して新春の到来する直前が考えられた。それは、自然界の死と復活が連環的に継起する時期と重なりあい、呼応しあっていた。これを要するに、原始の心性にとって四時や自然の運行は宇宙の劇的過程であり、人間の生命のいとなみはこれと連帶的に交感し、復融すると考えられたのである。かように、上代では新春を境として新なる生命の将来される



前提として老年があり死があるとしたのであって、死を以て生命の断絶とばかりは見なかった。左大臣橘卿の歌に「降る雪の白髪までに」の句のあるのも、白頭翁となるまで宮廷に奉仕する心を叙して年頭の頌詞としたというにとどまらず、豊年の兆なる雪に寄せて白髪を提示し、これによってみずから祝う意をも寓したものであるう。

「降る雪の……」の詠は、意図せずして旧来の伝承心意の記憶がはたらき、構想されたと見られる。いうまでもなく、この作者は当時の知識人であり、文雅の士であった。天平時代の歌らしく、そこに当代風の詠懐の一端が見えるのは、この歌に時流に沿ったところがあるからであろう。<sup>註五</sup>戸谷高明氏も指摘されたように、万葉集では、雪は冬を主とするとともに春の景物でもあって、第三期ごろからは春の雪は歌の素材として用いられる傾向を見せるのであり、「降る雪の」の枕詞が天平以前のものに見えないのも、このことを示すようである。

しかし橘卿のこの歌は、一面ではなお臣下の首席として官人を代表し、旧来の類想によって歌う行き方を存している。記紀の記事や風土記に見える伝承では季節の景物としてよりもむしろ譬喩するものとして雪をとらえたのであったが、この歌でもその点は同様であって、古い発想の型を存していることが知られる。これを要するにこの歌など、何れかといえ、そういう時代の流風にかかわらない、伝統への溯源的志向のもとに歌われているといえる。古今集の雑歌部に見える「かへる山ありとは聞けど春霞たちわかれば恋しかるべし」の歌でも、雪のふりしく鹿蒜山に北国へ帰る意をかけ、若きにかえるとする底意識を附帯させて歌っていると考えられる。

橘卿が、その子の兵部卿奈良麿朝臣の家で詠んだ

高山の巖に生ふる菅の根のねもころごろに降り置く白雪（四四五

四）

の歌でも、序詞の技法を通して雪げしきをとりあげており、その序詞の部分に高山の巖の語のあるのが注意される。この歌では、直接に本意をみちびくのは「菅の根の」の句であり、その「菅の根」はこの場合、高山の巖に生うるものでなければならぬ伝統の脈理にねざしていた。従来作品にあらわれたところを見ても、高山の巖は人の死んで横たわるところとされ、しばしば挽歌の中でとりあげられた。このように見れば、白雪と云い、高山の巖というも、從來死を悼み、再生を祈る作品の中で取りあげられていたことが想起されるのである。

註一 折口信夫全集第二十巻、「女帝考」

二 欽明紀十三年五月条、同紀十五年十二月条、肥前の国風土記等

三 万葉集私注第六巻

四 植松茂氏、古代説話文学（塙選書）九八頁以下

五 早稲田大学教育学部、学術研究第十六号、「万葉の景物」